

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

企 調 第 3 7 9 号 の 3
平成 1 7 年 1 月 2 5 日

内閣総理大臣 様

千葉県知事 堂 本 暁 子

平成 1 5 年 4 月 2 1 日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法附則第 3 条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1 . 変更事項

別記 1 のとおり

2 . 変更事項の内容

別記 2 のとおり

(別記1) 変更事項

計画本体

- 3 構造改革特別区域の範囲
- 4 構造改革特別区域の特性
- 6 構造改革特別区域計画の目標
- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

別紙

- 4 特定事業の内容
- 5 当該規制の特例措置の内容

(別記2) 変更事項の内容

計画本体

- 3 構造改革特別区域の範囲
 - ・「銚子市、成田市、勝浦市、御宿町、大原町、千倉町の全域」を追加。

下線部が変更した部分

変 更 前	変 更 後
3 構造改革特別区域の範囲 船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町の全域	3 構造改革特別区域の範囲 <u>銚子市、</u> 船橋市、木更津市、松戸市、 <u>茂原市、成田市、</u> 佐倉市、東金市、 <u>勝浦市、</u> 流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町、 <u>御宿町、大原町、鋸南町</u> 及び <u>千倉町</u> の全域

- 4 構造改革特別区域の特性

- ・変更後の構造改革特別区域の範囲である銚子市、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、勝浦市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町、御宿町、大原町、鋸南町及び千倉町の特性として、記述を変更。

変 更 前	変 更 後
<p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(4) 構造改革特別区域の範囲である船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町の特性</p> <p>我孫子市には、知的障害者デイサービス事業所が無い。佐倉市、東金市、印西市、白井市及び栄町には、知的障害者デイサービス事業所及び身体障害者デイサービス事業所が無く、木更津市、流山市、鎌ヶ谷市には、知的障害者デイサービス事業所及び障害児デイサービス事業所が無い。また、松戸市、茂原市、富津市、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町では知的障害者デイサービス事業所、身体障害者デイサービス事業所及び障害児デイサービス事業所が無い状況である。</p> <p>このため、これら19市町村の区域で生活する障害者の方々は他の市町村のサービスを受けるか若しくは受けていない状況である。</p> <p>一方、船橋市については、知的障害者デイサービス事業所2箇所、身体障害者デイサービス事業所4箇所及び障</p>	<p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>構造改革特別区域の範囲である<u>銚子市</u>、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、<u>成田市</u>、佐倉市、東金市、<u>勝浦市</u>、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町、<u>御宿町</u>、<u>大原町</u>、<u>鋸南町</u>及び<u>千倉町</u>の特性</p> <p>我孫子市には、知的障害者デイサービス事業所が無い。佐倉市、東金市、印西市、白井市及び栄町には、知的障害者デイサービス事業所及び身体障害者デイサービス事業所が無く、木更津市、流山市、鎌ヶ谷市及び<u>千倉町</u>には、知的障害者デイサービス事業所及び障害児デイサービス事業所が無い。また、<u>銚子市</u>、<u>松戸市</u>、茂原市、<u>勝浦市</u>、<u>富津市</u>、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町、<u>御宿町</u>、<u>大原町</u>及び鋸南町では知的障害者デイサービス事業所、身体障害者デイサービス事業所及び障害児デイサービス事業所が無い状況である。</p> <p>このため、これら24市町村の区域で生活する障害者の方々は他の市町村のサービスを受けるか若しくは受けていない状況である。</p> <p>一方、船橋市については、知的障害者デイサービス事業所2箇所、身体障害者デイサービス事業所4箇所及び障</p>

変 更 前	変 更 後
<p>害児デイサービス事業所 5 箇所があるが、事業所数が少なくニーズに対応しきれていない状況である。</p> <p>さらに、当区域においては、以下のような特性がある。</p> <p>当区域の障害者からは各市町村内でサービスを受けたいという強い要望が上がっている。</p> <p>船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町としても、障害者デイサービスの充実を図ることにより、障害者（児）施策の充実を図る意向がある。</p> <p>当区域内に、特定事業（906：指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業）の実施について、実施の意向を示している意欲的な事業者が存在している（東庄町と海上町は一体の区域として扱う。）。</p> <p>このような状況を踏まえると、当計画の推進に当たり、千葉県において</p>	<p>害児デイサービス事業所 5 箇所があり、<u>成田市</u>については、<u>知的障害者デイサービス事業所 1 箇所、身体障害者デイサービス事業所 1 箇所及び障害児デイサービス事業所 2 箇所</u>があるが、事業所数が少なくニーズに対応しきれていない状況である。</p> <p>さらに、当区域においては、以下のような特性がある。</p> <p>当区域の障害者からは各市町村内でサービスを受けたいという強い要望が上がっている。</p> <p><u>銚子市、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、勝浦市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町、御宿町、大原町、鋸南町及び千倉町</u>としても、障害者デイサービスの充実を図ることにより、障害者（児）施策の充実を図る意向がある。</p> <p>当区域内に、特定事業（906：指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業）の実施について、実施の意向を示している意欲的な事業者が存在している（<u>銚子市と東庄町と海上町、勝浦市と御宿町と大原町</u>は、一体の区域として扱う。）。</p> <p>このような状況を踏まえると、当計画の推進に当たり、千葉県において</p>

変 更 前	変 更 後
<p>は、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町の全域から規制の特例措置の適用を図っていく必然性があるものと判断される。</p>	<p>は、<u>銚子市</u>、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、<u>成田市</u>、<u>佐倉市</u>、東金市、<u>勝浦市</u>、<u>流山市</u>、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町、<u>御宿町</u>、<u>大原町</u>、<u>鋸南町</u>及び<u>千倉町</u>の全域から規制の特例措置の適用を図っていく必然性があるものと判断される。</p>

6 構造改革特別区域計画の目標

- ・構造改革特別区域の範囲の変更に伴い、記述を変更。

変 更 前	変 更 後
<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>当計画の推進に当たっては、適用事業者及び関係市町村の意向等を踏まえ、当面、その区域を船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町の全域として実施するとともに、同区域の他の指定通所介護事業所についても、空き状況を勘案しながら、規制の特例措置の適用を図っていく。</p>	<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>当計画の推進に当たっては、適用事業者及び関係市町村の意向等を踏まえ、当面、その区域を<u>銚子市</u>、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、<u>成田市</u>、<u>佐倉市</u>、東金市、<u>勝浦市</u>、<u>流山市</u>、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町、<u>御宿町</u>、<u>大原町</u>、<u>鋸南町</u>及び<u>千倉町</u>の全域として実施するとともに、同区域の他の指定通所介護事業所についても、空き状況を勘案しながら、規制の特例措置の適用を図っていく。</p>

- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- ・変更後の構造改革特別区域の範囲である銚子市、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、勝浦市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町、御宿町、大原町、鋸南町及び千倉町における経済的効果として記述を変更。

変 更 前	変 更 後
<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>(1)経済的効果</p> <p>・当計画の区域である船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町の全域においては、特定事業（906：指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業）の活用により、知的障害者デイサービスとの混合利用が可能となることと相まって、平成19年度までの5年間で、通所介護の供給量が1.5倍になることが見込まれる。</p>	<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>(1)経済的効果</p> <p>・当計画の区域である<u>銚子市、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、<u>成田市、佐倉市、東金市、勝浦市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町、御宿町、大原町、鋸南町及び千倉町</u>の全域においては、特定事業（906：指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業）の活用により、知的障害者デイサービスとの混合利用が可能となることと相まって、平成19年度までの5年間で、通所介護の供給量が1.5倍になることが見込まれる。</u></p>

別紙

4 特定事業の内容

・構造改革特別区域の範囲の変更に伴い、記述を変更。

変 更 前	変 更 後
<p>4 特定事業の内容</p> <p>(2)事業が行われる区域</p> <p>船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町</p> <p>但し、東庄町と海上町は、一体の区域として扱う。</p>	<p>4 特定事業の内容</p> <p>(2)事業が行われる区域</p> <p><u>銚子市</u>、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、<u>成田市</u>、佐倉市、東金市、<u>勝浦市</u>、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町、<u>御宿町</u>、<u>大原町</u>、<u>鋸南町及び千倉町</u></p> <p>但し、<u>銚子市</u>と東庄町と海上町、<u>勝浦市</u>と御宿町と大原町は、一体の区域として扱う。</p>

5 当該規制の特例措置の内容

・構造改革特別区域の範囲、及び特例措置の適用を受けることを想定している事業所の変更に伴い、記述を変更。

変 更 前	変 更 後
<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>(1)規制の特例措置の必要性</p> <p>我孫子市には、知的障害者サービス事業所が無い。佐倉市、東金市、印西市、白井市及び栄町には、知的障害者サービス事業所及び身体障害者サービス事業所がなく、木更津市、流山市、鎌ヶ谷市には、知的障害者サービス事業所及び障害児サービス事業所が無い。また、松戸市、茂原市、富津市、栗源町、東庄町、海上町、睦沢</p>	<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>(1)規制の特例措置の必要性</p> <p>我孫子市には、知的障害者サービス事業所が無い。佐倉市、東金市、印西市、白井市及び栄町には、知的障害者サービス事業所及び身体障害者サービス事業所がなく、木更津市、流山市、鎌ヶ谷市及び<u>千倉町</u>には、知的障害者サービス事業所及び障害児サービス事業所が無い。また、<u>銚子市</u>、<u>松戸市</u>、茂原市、<u>勝浦市</u>、<u>富津市</u>、栗源町、東庄町、海上</p>

変 更 前	変 更 後
<p>町、長生村、白子町及び鋸南町では知的障害者デイサービス事業所、身体障害者デイサービス事業所及び障害児デイサービス事業所が無い状況である。</p> <p>このため、これら19市町村の区域で生活する障害者の方々は他の市町村のサービスを受けるか若しくは受けていない状況である。</p> <p>一方、船橋市については、知的障害者デイサービス事業所2箇所、身体障害者デイサービス事業所4箇所及び障害児デイサービス事業所5箇所があるが、事業所数が少なくニーズに対応しきれていない状況である。</p> <p>(2)当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要</p>	<p>町、睦沢町、長生村、白子町、御宿町、大原町及び鋸南町では知的障害者デイサービス事業所、身体障害者デイサービス事業所及び障害児デイサービス事業所が無い状況である。</p> <p>このため、これら24市町村の区域で生活する障害者の方々は他の市町村のサービスを受けるか若しくは受けていない状況である。</p> <p>一方、船橋市については、知的障害者デイサービス事業所2箇所、身体障害者デイサービス事業所4箇所及び障害児デイサービス事業所5箇所があり、<u>成田市については、知的障害者デイサービス事業所1箇所、身体障害者デイサービス事業所1箇所及び障害児デイサービス事業所2箇所があるが、事業所数が少なくニーズに対応しきれていない状況である。</u></p> <p>(2)当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要</p> <p>(~ 21 は変更なし)</p> <p><u>22 島田建設株式会社</u></p> <p><u>ア 事業者の法人種別及び名称並びに住</u> <u>所</u> <u>島田建設株式会社</u> <u>成田市公津の杜2丁目42番地</u></p> <p><u>イ デイサービス事業所の名称及び住</u> <u>所</u></p>

変 更 前	変 更 後
	<p><u>園芸デイサービスなりた 成田市台方624番地1</u></p> <p><u>ウ 指定通所介護事業所、身体障害者 福祉法による指定デイサービス事業 所、知的障害者福祉法による指定デ イサービス事業所の別 指定通所介護事業所</u></p> <p><u>エ 障害児を受け入れる場合にあって は当該事業所が、障害児関係施設か ら受ける技術的支援の概要</u> 「重症心身障害児（者）通園事業 施設「聖母通園センター」（社会福 祉法人ロザリオ聖母会）」等障害児 関係施設において、園芸デイサービ スなりた等事業実施主体の職員に対 し、定期的の実習及び研修会を行う ことなどにより、障害児を適切に処 遇するために必要な知識及び技能の 修得を図る。</p> <p><u>オ 要件適合性の確認</u> 下記のとおり、特例措置の内容に おける具体的な取り扱いに合致して いる。</p> <p><u>a 食堂及び機能訓練室の面積を指定 通所介護の利用者数と知的障害者及 び障害児の利用者数の合算数で除し た数が3m²以上であること。</u> ・ $8.2 \text{ m}^2 / \text{人}$ ・ <u>食堂及び機能訓練室の面積； 8 2.2 m²</u> ・ <u>利用者数； 10人以内</u></p> <p><u>b 指定通所介護事業所の職員数につ いては、指定通所介護の利用者数と</u></p>

変 更 前	変 更 後
	<p><u>知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。</u></p> <p><u>利用者10人以内の施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生活相談員1人</u> ・ <u>介護職員3人</u> ・ <u>機能訓練指導員1人</u> <p><u>デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね5～8人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日あたり2～5人程度が可能である。</u></p> <p><u>23株式会社ヤックスケアサービス</u></p> <p><u>ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所</u></p> <p><u>株式会社 ヤックスケアサービス</u> <u>千葉県稲毛区作草部1丁目10番地</u></p> <p><u>2</u></p> <p><u>イ デイサービス事業所の名称及び住所</u></p> <p><u>ヤックスデイサービスセンター御宿</u> <u>御宿町浜1699番地1</u></p> <p><u>ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別</u></p> <p><u>指定通所介護事業所</u></p> <p><u>エ 障害児を受け入れる場合にあっては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要</u></p>

変 更 前	変 更 後
	<p><u>デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね10人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日あたり8人程度が可能である。</u></p> <p><u>24医療法人 優和会</u></p> <p><u>ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所</u> <u>医療法人社団 優和会</u> <u>千倉町平館717番地</u></p> <p><u>イ デイサービス事業所の名称及び住所</u> <u>デイサービスセンターあそぼ</u> <u>千倉町平館640番地1</u></p> <p><u>ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別</u> <u>指定通所介護事業所</u></p> <p><u>エ 障害児を受け入れる場合にあっては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要</u> <u>「障害児通園事業「館山市心身障害児通所」(館山市)」等障害児関係施設において、デイサービスセンターあそぼ等事業実施主体の職員に対し、定期的の実習及び研修会を行うことなどにより、障害児を適切に処遇するために必要な知識及び技能の修得を図る。</u></p>

変 更 前	変 更 後
	<p><u>オ 要件適合性の確認</u></p> <p><u>下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。</u></p> <p><u>a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3m²以上であること。</u></p> <p><u>・ 3 . 1 m² /人</u></p> <p><u>・ 食堂及び機能訓練室の面積 ;</u> <u>1 0 1 . 0 5 m²</u></p> <p><u>・ 利用者数 ; 3 3 人以内</u></p> <p><u>b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。</u></p> <p><u>利用者 3 3 人以内の施設</u></p> <p><u>・ 生活相談員 5 人</u></p> <p><u>介護職員 1 0 人</u></p> <p><u>・ 機能訓練指導員 2 人</u></p> <p><u>・ 看護職員 2 人</u></p> <p><u>デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね2 2 人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日あたり1 1 人程度が可能である。</u></p>

